

## 特許第2,803,236号

権利者: 松下電器産業株式会社

出願日: 平成1年(1989)10月31日、登録日: 平成10年(1998)年7月17日

No.	Claim	一郎・花子がインストールされたパソコン	乙18文献
1	1-a) アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる第1のアイコン、および所定の情報処理機能を実行させるための第2のアイコンを表示画面に表示させる表示手段と、	選択すると「各機能処理する」ボタンの各機能説明を表示させる機能を実行させる「ヘルプモード」ボタン(選択するとただの矢印であったカーソルを「？」マークのカーソルに変化させる) および 「各機能処理する」ボタン(「印刷」ボタン等)を表示させる表示手段と、	アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる「スクリーン/メニュー・ヘルプ」アイテムと、所定の情報処理機能を実行させるためのアイコンを表示するスクリーン
	1-b) 前記表示手段の表示画面上に表示されたアイコンを指定する指定手段と、	前記表示手段の表示画面上に表示されたアイコンを指定する手段と、	スクリーン上に表示されたアイコンを指定するマウス
	1-c) 前記指定手段による、第1のアイコンの指定に引き続く第2のアイコンの指定に応じて、前記表示手段の表示画面上に前記第2のアイコンの機能説明を表示させる制御手段と	「ヘルプモード」ボタンにより変化した「？」マークのカーソルで、「各機能処理する」ボタンをクリックして、各機能処理するボタンの機能説明を表示させる制御手段と	マウスによる「スクリーン/メニュー・ヘルプ」アイテムの選択に引き続く、アイコンの選択に応じて、表示手段のスクリーン上のヘルプ・ウィンドウに、そのアイコンのヘルプ情報を表示させる制御手段
	1-d) を有することを特徴とする情報処理装置。	を有することを特徴とする情報処理装置。	情報処理装置
2	2-a) 前記制御手段は、前記指定手段による第2のアイコンの指定が、第1のアイコンの指定の直後でない場合は、前記第2のアイコンの所定の情報処理機能を実行させる	前記制御手段は、前記指定手段における「各機能処理する」ボタンの指定が、「ヘルプモード」ボタンの指定の直後でない場合は、前記「各機能処理する」ボタンの所定の情報処理機能を実行させる	マウスによるアイコンの選択が、「スクリーン/メニュー・ヘルプ」アイテムの選択の直後でない場合は、そのアイコンの所定の情報処理機能を実行させる
	2-b) ことを特徴とする請求項1記載の情報処理装置。	ことを特徴とする情報処理装置。	情報処理装置
3	3-a) データを入力する入力装置と、データを表示する表示装置とを備える装置を制御する情報処理方法であって、	データを入力するマウスとデータを表示するウィンドウとを備える装置(パソコン)を制御する情報処理方法であって、	マウスやキーボードと、スクリーンとを備える装置を制御する情報処理方法
	3-b) 機能説明を表示させる機能を実行させる第1のアイコン、および所定の情報処理機能を実行させるための第2のアイコンを表示画面に表示させ、	機能説明を表示させる機能を実行させる「ヘルプモード」ボタン、および所定の情報処理機能を実行させるための「各機能処理する」ボタンをウィンドウに表示させ、	アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる「スクリーン/メニュー・ヘルプ」アイテムと、所定の情報処理機能を実行させるためのアイコンを表示するスクリーンに表示させ
	3-c) 第1のアイコンの指定に引き続く第2のアイコンの指定に応じて、表示画面上に前記第2のアイコンの機能説明を表示させる	「ヘルプモード」ボタンの指定に引き続く「各機能処理する」ボタンの指定に応じて、ウィンドウに前記「各機能処理する」ボタンの機能説明を表示させる	マウスによる「スクリーン/メニュー・ヘルプ」アイテムの選択に引き続く、アイコンの選択に応じて、表示手段のスクリーン上のヘルプ・ウィンドウに、そのアイコンのヘルプ情報を表示させる
	3-d) ことを特徴とする情報処理方法。	ことを特徴とする情報処理方法。	情報処理方法